

詰問第二十號

國民ノ徵用ニ關スル勅令案要綱

第一 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトスルコト

第二 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト稱ス）ニ限り之ヲ行フコト

徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ヲ徵用シ得ルコト

第三 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムルモノトスルコト

第四 總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣ハ徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ請求スベキコト

第五 厚生大臣第四ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要